慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四四三〕一 株式会社の株式を共同相続した相続人の一人が他の相続人と株式を遺産共有する状態で当該会社の会計帳簿の閲覧謄写等を求めることの可否 二 株式会社の株式を共同相続した相続人の一人が株主の権利の確保または行使に関する調査として当該会社の会計帳簿の閲覧謄写等を求めることができるとされた事例
Sub Title	
Author	藤田, 祥子(Fujita, Sachiko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.6 (2004. 6) ,p.123- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040628-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

一　株式会社の株式を共同相続した相続人の一人が他の相続人と株式を遺産共有する状態で当該会社の会計帳簿の閲覧謄写等を求めることの可否

〔商法四四三〕

二　株式会社の株式を共同相続した相続人の一人が株主の権利の確保または行使に関する調査として当該会社の会計帳簿の閲覧謄写等を求めることができるとされた事例

（東京高決平成一三年九月三日、原決定取消・申立認容（確定）
平成一三年（ラ）第六一四号株主名簿閲覧謄写等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件
金融・商事判例一一三六号二二頁
原審・東京地決平成一三年三月八日　金融・商事判例一一三六号二八頁）

〔判示事項〕

一　株式会社の株式を共同相続した相続人の一人は、他の相続人との間で遺産分割協議が未了であるために株式をいわゆる遺産共有する状態であるとしても、その法定相続分が過半数を超えるときは、共有物の管理に属する事項として、当該会社に対し、会計帳簿の閲覧謄写等を求めることができる。

二　株式を共同相続した相続人は、それまで当該会社の経

営に直接関与することがなかったとしても、相続問題に適切に対応していくために当該会社の会計帳簿等によってその経営状態等を正確に把握しようとする目的には合理性があるから、商法二九三条の七第一号前段にいう株主の権利の確保または行使に関する調査として、当該会社に対し、会計帳簿等の閲覧謄写等を求めることができる。

〔参照条文〕

商法二〇三条二項、商法二九三条の六、商法二九三条の七

〔事　実〕

訴外Pグループは、化粧品石鹸医薬品の販売等を目的とするP社を中心とし、家具民芸品の輸入及び販売等を目的とするY社（債務者・相手方）のほか、Q社など約三〇社にのぼる。

昭和四年の創業以来、創業者AがPグループ会社の株式及び社員持分を所有していたが、昭和二九年のAの死亡後は、同グループの主要会社代表取締役として事業を承継していた長男のBが、亡父A所有の上記株式及び社員持分を相続した。Bとその妻であるX（債権者・抗告人）の間には子がなかったことなどから、その甥であるCがQ社（平成八年）及びP社（平成一一年）の代表取締役に就任した。

Bは、平成一二年一〇月四日、自宅マンションの火災により顔面等に火傷を負い入院し、同年一一月一五日死亡した。

亡Bの相続人には、妻であるXのほか、兄弟姉妹であるD（姉）、E（義兄・亡Aの養子）及びF（妹）の三名がおり、法定相続分は、Xが四分の三、それ以外はそれぞれ一二分の一ずつである。Xが亡Bの死亡により、同人が所有していたY社の株式一五万八一〇〇株（持株比率三九・五％）（以下「本件株式」という）を相続したので、本件株式は、亡Bの相続人による共有状態にある。しかも、本件の場合、Y社の発行済株式総数のうち過半数である二二万二〇〇〇株（持株比率五五・五％）を所有するP社は、有限会社R社の子会社であり、Xは、亡Bの所有していたR社の社員持分（持分比率三八・四三％）を本件株式と併せて相続していること、Y社は、定款で株式譲渡制限を定める閉鎖的な組織であることなどの事情がある。

XはY社に対し、本件株式を四分の三の割合で法定相続したことに基づき、Y社の株主総会議事録閲覧謄写請求権、計算書類及び附属明細書閲覧交付請求権、監査報告書閲覧交付請求権ならびに会計帳簿閲覧謄写請求権を被保全利益として仮処分を求めたところ、会計帳簿閲覧請求について

は申立てが却下されたため、Xから抗告が提起された。

〔判　旨〕

原決定取消・申立認容

・遺産共有状態における会計帳簿等閲覧請求権行使の可否

「Xと相続人らとの間では遺産分割協議が未了であり相続人らはXが株主であることを否定しているから権利行使者の指定の協議も成立していないものと認められる。しかし、権利行使者の指定は共有物の管理に関する事項として共有持分の過半数によってすることができると解されるところ（民法二五二条）、Xの法定相続分は四分の三であるからXが本件仮処分を申し立てたということは、共有物の管理に関する事項として、自らを本件株式等の権利行使者と定めて、本件仮処分を求めたものと理解することができる。」

・会計帳簿等の閲覧謄写請求の目的

「株主がその経済的利益を追求するために資本を投下して組織する会社である株式会社においては、株主がその株主としての経済的利益を図ることは当然であって、その株主と株式会社との関係が、その経営支配や経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があるなど特別の利害事情があるときは、保有株式の評価とその帰属等が会社の利益と密接に関わる場合もあるので、そのために株主が会計帳簿等の閲覧謄写請求をすることも許されるというべきである。本件の場合、Y社の株式は公開されておらず、亡Bの死亡当時、Y社の株主数は三人（亡Bのほかは、P社とC）だけであり、本件株式はY社の発行済株式総数の約四〇パーセントに相当し、Xの法的相続分である四分の三だけでも約三〇パーセントに相当すること、Xは、P社（Y社の発行済株式総数のうちの過半数を所有）の発行済株式総数の過半数を所有するR社の社員持分（持分比率三八・四三％）についても相続していることなどからすると、XはY社の経営支配等に関して多大な影響を及ぼし得る立場にあるといえる。また、Y社にとっても、誰が主要株主となるかは、単にX側の問題にとどまるものではなく、将来の会社経営に多大な影響を及ぼしかねない重大事であるともいえる。このような本件株式の所有者の帰趨がY社へ与える影響の重大性等の本件の特殊性を考慮すると、これまでY社の経営に直接関与することがなかったXが、今後Y社の経営にどの程度関与ないし影響力を及ぼしていくか否かの問題を含めて、亡Bの遺産分割問題に適切に対応していくには、本件株式の時価評価を的確に行うことが、相続税の申告のためならず、遺産全体の中における本件株式の重要性の有無を的確に知るために必要であり、その前提として、会計帳

簿等によってY社の経営状態等を正確に把握したいという目的には合理性があるといえる。

したがって、その他の事情を考慮しても、Xの会計帳簿閲覧謄写請求は、「株主の権利の確保もしくは行使に関する調査」（商法二九三条の七第一項前段）をするためのものといえ、被保全権利があると認めるのが相当である。」

〔研　究〕

判旨反対

一　本件は、化粧品の製造・販売を中核とするグループ企業の各社に対し、各社の株式を所有していたB（同グループ創業者一族の二代目）が死亡したため、その妻であるXが当該株式を法定相続したことに基づき、グループ企業各社の株主総会議事録および計算書類等の閲覧謄写の仮処分のほか、会計帳簿等の閲覧謄写等の仮処分を申立てた一連の事件の一つである。一連の事件の中で本件は、会計帳簿の閲覧謄写の仮処分の申立てを却下した原決定を取り消し、Xの申立てを認容した点で特徴的であり、本件以外は、いずれも申立てが却下され、確定している（東京高決平成一三年一一月三一日判例集未登載、東京高決平成一三年一一月一二日判例集未登載、東京高決平成一三年一二月二六日金融・商事判例一一四〇号四三頁、東京高決一四年一月一〇日判例集未登載、東京高決平成一四年三月一五日判例集未登載）。本件は一部相続人による株主権行使のうち商法二九三条の六所定の会計帳簿閲覧謄写請求権が問題となった公表裁判例としては初めての事例である点で重要な意義を有するものである（井上健一〔本件判批〕ジュリスト一二三九号一五〇頁）。

わが国では、有限会社はもちろん株式会社においても同族会社が多数にのぼり、会社をめぐる紛争は、同族間の争いでしめられている（河内隆史「株式の共同相続に伴う株主権の行使」現代企業法の理論と課題〔中村一彦先生古稀記念〕二五九頁）。株式の共同相続の場合に問題となるのは、小規模な同族閉鎖会社に関してである。本件Y社は、グループの中核企業であり、発行済株式数も四〇万株と決して小規模ではないが、同族会社であり、株式を公開していないため、株価算定を理由に会計帳簿等の閲覧請求がなされているところから、今まで議論されてきた同族閉鎖会社と同列に考えることができよう。

本件では、Xと相続人らとの間で、遺産分割協議が未了であり、権利行使者の指定もされていないとしながら、Xの請求に問題があるといえないとしており、この考えは、原決定においても同じである。Xの請求に問題がないとい

うことを前提に会計帳簿閲覧請求の拒絶事由にあたらないかどうかという判断がされているが、果たしてこの前提が本当に問題がないかまず検討することとする。

二　株式が共同相続された場合は、遺産分割がなされるまでは共同相続人間に相続分に応じた準共有の関係が生ずるとするのが、判例（最判昭和四五年一月二二日民集二四巻一号一頁）、通説（大隅健一郎＝今井宏・会社法論上〔第三版〕三三四頁、田中誠二＝吉永栄助＝山村忠平・四全訂コンメンタール会社法四二一頁、なお出口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政一二号六七頁以下は、当然分割説を主張する）である。株式が数人の共有に属するときは、共有者は「株主ノ権利ヲ行使スル者」（以下、「権利行使者」という）を一人定めなければならない（商法二〇三条二項）。条文上、権利行使者を指定すべき旨を定めるのみで、会社に通知すべきことはとくに定めていない。しかし、通知がなければ会社としては誰を権利行使者と扱ってよいかを判断できない。それゆえ、会社に通知しなければならないと解されている（松田二郎＝鈴木忠一・條解株式会社法上一一三、一一四頁）。対会社関係において株式の共有関係が認められるためには、権利行使者一名を定め、株主名簿上に共有関係を示す記載がなされなければならない（米津昭子・新版注釈会社法（3）五一頁）。この規定は、会社の事務処理の便宜のために設けられた規定である（「法典調査会　商法修正案参考書」『日本近代立法資料叢書21』六七頁）。したがって会社に対しては、権利行使者だけが株主の権利を行使できる。しかしながら株式の共同相続人間に利害の対立があり、相続された株式について権利行使者の指定もできないような場合に、商法二〇三条二項を形式的に適用すると、違法な会社経営がそのまま放置されるという極めて不都合な事態が生じうる（この問題について、払込芳行「同族的小規模会社における株式の共同相続」企業社会と商事法〔保住昭一先生古稀記念〕一六四頁以下は、株券が発行されていない文字どおり個人商店的株式会社の場合、商法二〇三条二項に拘束される必要はないとする）。そこで「特段の事情」がある場合には、その扱いに例外があり得ることを判例は認めている。「特段の事情」が認められた判決に以下がある。

（一）最判平成二年一二月四日民集四四巻九号一一六五頁

Aが Y社の発行済株式の全部である七〇〇〇株を所有していたところ死亡し、妻B及び長男X、Y社代表二男C、Y社補助参加人である三男D他四名の子が上記株式を共同

相続したところ、Bも死亡してX外六名がこれを共同相続した。その後、Y社の株主総会においてCの外二名を取締役に、Dを監査役にそれぞれ選任する旨の決議がされたとして、その旨、商業登記簿に登記された。しかし右株主総会が開催されて右決議がされた事実は存在しないとしてXがY社に対し右決議の不存在確認を求めたのに対し、「株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されている本件のようなときは、……特段の事情が存在し、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有するものというべきである」と判示した。

（二）最判平成三年二月一九日金融・商事判例八四六号一五頁

Aは、合併前のY社の株式四〇％（四〇〇〇株）及びB社の株式六三％（五〇四〇株）を所有していたが死亡し、X外三名が右株式を共同相続した。Y社とB社は、両会社が合併してY社は存続しB社は解散する旨の合併契約を締結し、右合併に係る変更の登記を了した。しかし、合併前のY社及びB社の各株主総会における合併契約書の承認決議並びにY社の株主総会における合併に関する事項の報告がなされた事項は存在しない旨、Xが主張し、Y社に合併の無効を求めたのに対し、「共同相続人の準共有に係る株式が双方又は一方の会社の発行済株式総数の過半数を占めているのに合併契約書の承認決議がされたことを前提として合併の登記がされている本件のようなときは、……特段の事情が存在し、共同相続人は、右決議の不存在を原因とする合併無効の訴えにつき原告適格を有するものというべきである」と判示した。

両判決では、会社が決議の成立を主張・立証すべき立場にあるにもかかわらず、手続きの欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、商法二〇三条二項の規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないとしている。

特段の事情の存否が考慮されるのは、閉鎖会社における発行済株式の過半数を超える「経営支配株式」の共同相続人に限るという見解がある（大野正道〔判批〕法学教室一三一号一〇七頁）。この見解からすれば両判決は、特段の

事情の存否を考慮する場合にあたる。しかしながら両判決において認められた「特段の事情」とは、何かについて見解が分かれている。株式の共同相続人の相続した株式が会社の発行済株式の全部にあたることとすると平成三年の最高裁判決には、特段の事情が存在するといえなくなる。共同相続された株式は、会社の経営に大きな影響を与えうる程多数である場合に、実際には株主総会が開催されていないのに、あたかも合併承認決議や役員選任決議がなされたかのように商業登記されていることを実体法上の理由として、両判決が実体法上の理由づけに訴訟法上の理由づけ（被告会社側に訴訟上の防御権の濫用があること）を加味して株式の共同相続人の原告適格の有無を決定するという判断枠組を用いているとし、この種の問題に関する最高裁の判例理論はほぼ確立したとするものがある（中島弘雅〔判批〕民商法雑誌一〇六巻三号一二〇―一二二頁、訴訟法上の理由づけについて中島・前掲一〇三―一〇七頁）。しかしながら判旨のいう「訴訟上の防御権の濫用」は、従来理解されてきた訴訟上の権能の濫用とも訴訟上の禁反言とも若干異なった内容を意味しているように思われるという指摘がある（岡野谷知弘〔判批〕法学研究六五巻三号一一四頁、会社の主張自体は適正な手続の確保のためであり、訴訟上の防御権の濫用でもなく信義則に違反するわけでもないとするものに加藤修〔判批〕ジュリスト臨増一〇〇二号九三頁）。いずれにせよ判旨は、同族会社における紛争の実態をも考慮して、商法二〇三条二項の形式的適用によってもたらされる不当な結論を権利濫用ないし信義則という一般条項を援用して回避しようとしたものと評することができようか（岡野谷・前掲一一五頁）。実体的に特段の事情の存在を認めるのがより説得的であるとすれば（青木英夫〔判批〕金融・商事判例八八三号四五頁）、「特段の事情」が存在するというためには具体的にいかなる事実を主張立証すれば足りるのか。閉鎖会社において共同相続人の準共有株式に基づく議決権の行使がなければ株主総会が適法に成立し得ないのに、右総会における決議の成立を前提とした登記がされている場合が想定されようか（篠原勝美〔判批〕法曹時報四四巻八号二三三頁）。

また合併無効の訴えでは、提訴権者の指定があるが、株主総会不存在確認の訴えの場合は、訴えの利益さえあれば誰でも提訴できる（鈴木竹雄＝竹内昭夫・会社法〔第三版〕二五七頁）ので、不存在確認について会社との関係で株主資格を主張できない者であっても確認の利益があるかぎり訴えを提起できるとしなければならないとするものが

ある（吉本健一〔判批〕判例評論三九七号五五頁は、平成三年判決についても訴えを提起しうると解する）。

さらに相続分の割合で一株以上の株主であることが明らかな相続人につき原告適格を肯定する見解（田中誠二・三全訂会社法詳論上巻三〇五頁）がある。この見解は、実際的な妥当性は得られるが、持分複数主義を前提とすると一株式ごとに共同相続人間で準共有されていると考えざるを得ないのであり、商法二〇三条二項の文理解釈からも採用するに由ないであろう（篠原・前掲二三〇頁）。

本件事案において、権利行使者の指定はなされていないわけであるから、株主権の行使が認められるか否かは、「特段の事情」の存否を検討した上で判断されるべきであろう。にもかかわらず、本件事案については特段の事情があったかどうかという検討はなされていない。本件においては、今まで検討してきた両判決のような訴訟上の防御権の濫用ということは問題とならない。また会計帳簿の閲覧が請求されているのであって、株主総会が開催される事案でないため、株主総会が開催されたものとして商業登記がなされたということもない。権利行使を認めるべきとする価値判断がまずあって、上述した最高裁のいう「特段の事情」が実体法上からも訴訟法上からも認められないと考えたから「特段の事情」の存否を検討しなかったのであろうか。あるいは本件事案においては株式の割合三九・五％、行使される権利も少数株主権である帳簿閲覧権であったことから、「特段の事情」を認めるには心許ないと考えられたのであろうか（福島洋尚〔本件判批〕取締役の法務一〇九号六五頁）。いずれにせよ本件については、前掲最高裁判決で認められた「特段の事情」は、認められないものと考える。

三　商法二〇三条二項には、権利行使者を一人定めることを要求しているが、その方法については、規定がない。裁判例では、有限会社の事件で、「共有者のなす代表者選定行為自体は被選定者……に対し広汎かつ重要な権限を……包括的に委託する一種の財産管理委託行為……と目すべきものであって……その選定行為は性質上全員の合意をもってする必要がある」（徳島地判昭和四六年一月一九日下民集二二巻一＝二号一八頁）と判示したものがある。しかしながら最高裁は、やはり有限会社の事件で傍論ではあるが、「持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができる」と判示した（最判平成九年一月二八日金融・商事判例一〇一九号二〇頁）。その後も第一審（京都地裁宮津支判平成九年七月三〇日）、原審（大阪高判平成一〇年

一月二二日）では全員一致を要求していたが、最高裁で前掲平成九年の最高裁判決を支持するものがあり（最判平成一一年一二月一四日判時一六九九号一五六頁）、商法二〇三条二項に定める権利行使者の選定方法について最高裁の考えは、固まったというべきである（片木晴彦〔判批〕ジュリスト臨増一一七九号一〇〇頁、なお大野正道「企業承継法と最高裁第三小法廷判決―商法二〇三条二項に関する判決の検討―」〔商事法の展望〕〔竹内昭夫先生追悼論文集〕二三四頁は、平成九年の最高裁判決の判示について、傍論である部分の一人歩きを警戒する）。

学説では、共有物の管理行為（民法二五二条）にすぎないから持分の過半数で決定することができるとする見解（青竹正一〔判批〕ジュリスト一一六四号一四七頁、前田雅弘〔判批〕私法判例リマークス一九九八上一〇五頁、河内隆史〔判批〕ジュリスト一一〇一号六五頁、永井和之「商法二〇三条二項の意義」現代企業法学の課題と展開〔戸田修三先生古稀記念〕二一二頁）と全員一致説（西独法を参考にした上で全員一致を要求するものに大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」八十年代商事法の諸相〔鴻常夫先生還暦記念〕二五七頁）がある（折衷的な見解として田中啓一〔判批〕ジュリスト五五四号一〇九、一一〇頁）。過半数説は、持分の準共有は権利行使者を指定することによって初めて権利が行使できるのであるから、権利行使者の指定は準共有者に権利行使の途を開くものであり、この限りでは準共有者の利害は一致していること、もし全員一致でなければ権利行使者を指定できないとすると、反対者が一人でもいれば、準共有者は誰も社員権を行使できなくなり、これによる不利益のほうがいっそう大きいことを理由とする（小林俊明〔判批〕ジュリスト九二一号一〇一頁）。全員一致説は、権利行使者の指定は、準共有者の利益に重大な影響を及ぼす共益権の行使を含め、社員権の行使を権利行使者に包括的に委任する一種の財産管理委託行為と解すべきであり、これには全員の合意が必要であるとする（畑肇〔判批〕私法判例リマークス一九九二上一〇五頁、久留島隆「会社持分の共同相続と権利行使者の選任・解任」法学研究四七巻三号六一頁）。または権利行使者選任行為を共有物の処分行為（民法二五一条）に当たるとして全員一致を要求する（西島梅治〔判批〕判例評論一五二号四一頁）。権利行使者が共同相続人の相続分に基づく多数決で選ばれ、しかもその者が共同相続して持分全てについて自己の有利に権利を行使することができるとすると、少数持分権者の利益が完全に無

視され不合理であるという（西島・前掲四一頁）。確かに同族的な小規模閉鎖会社では、権利行使者の指定は、経済的影響や取締役の選任等会社内の勢力関係への影響等が生ずることは否定できない。しかし権利行使者の指定に全員一致を要求することは、あまりにも硬直な解釈であり、会社の運営からみても実際的ではない（榎本恭博〔判批〕法曹時報三三巻三号二二一頁）。権利行使者を指定することについて共有者間に争いがある場合について、全員一致説の論者は、まず遺産分割協議を優先すべきであると主張する（木内宜彦〔判批〕判例評論三二六号五六頁）。しかしながら遺産分割の協議が必ずしも短期間で終了するわけではなく、その間一部の相続人の反対により、すべての共同相続人について社員権の行使が全く不可能になることは、あまりに不利益を強いるものである（片木晴彦〔判批〕判例評論四六六号六二頁）。特に、全体に占める共有持分（株式）の割合が高い場合には、相続人間のいわば内輪揉めのとばっちりを他の持分権者（株主）が被ることになるわけで、会社の事務処理の便宜のために設けられた商法二〇三条の目的とは裏腹に、却って会社の経営を混乱に陥れ、円滑な会社運営を妨げる片棒を担ぐことにもなりかねない（荒谷裕子〔判批〕ジュリスト臨増一一三五号一〇二頁）。したがって私見は過半数説を支持する。

本件では、遺産共有状態における権利行使が認められているが、二で検討したように、最高裁で認められた特段の事情によるものではなかった。原決定では、「Xの法定相続分は四分の三であり、権利行使者の指定は共有持分の過半数で指定できると解されるので、Xが権利行使者に指定されることは明白であり、上記のような事情を考慮すればX自らXを権利行使者として定め、本件仮処分をもって、権利行使者の指定を会社に行ったと評価することができる」とする。本決定では、「権利行使者の指定は共有物の管理に関する事項として共有持分の過半数によってすることができると解されるところ（民法二五二条）、Xの法定相続分は四分の三であるからそのXが本件仮処分を申し立てたということは、共有物の管理に関する事項として、自らを本件株式等の権利行使者と定めて、本件仮処分を求めたものと理解することができる」とする。表現は多少異なっているが、これらは、「特段の事情」という正面からの構成を回避しつつ、権利行使を認めるべきとする価値判断の下、権利行使者の決定方法についての前掲平成九年の最高裁判決を拠り所として示したものといえようか（福島・前掲六六頁）。権利行使者の指定は持分の過半数でできる

と解しても、その決定の具体的な手続が問題となる。共有物の管理に関する決定の手続については民法に規定がないから、権利行使者の指定は、相続人間の個別的な意思を収集する方法によって決めてもよい。それでは、権利行使者の指定は多数決でできることから、相続分の価格の過半数を有する者の意思だけで決定できることになるのか。本決定では協議がなくとも指定行為の成立する余地はありうるという方向での解決が図られたのであろうか（菊地雄介〔本件判批〕金融・商事判例一一四三号六三頁）。原決定の判示を勘案して考えると、本決定は、権利行使者の選定方法に関して過半数説の立場を示した前掲平成九年の最高裁判決の延長線上で、権利行使者指定の具体的な方法が問われたものとみ、過半数意思を法定相続分の割合で認定し、指定結果を仮処分の申立てにより裁判所を介して間接的に会社へ通知したという構成をとるのであろうか（菊地・前掲六三頁）。相続分に応じた持分の過半数で権利行使者を定めうるということと、過半数あれば自らを権利行使者と定めることができるというのは異なる問題であり、この迂回の構成は、前掲平成九年の最高裁判決を望ましくない方向へ独り歩きさせることになると思われる（福島・前掲六六頁、本決定の理論構成を疑問とするものに名島利喜〔本件判批〕法律論叢七五巻二・三号二五三頁）。賛成が多数であれば他の少数者の意見を無視してよいわけではないから、相続分の価格の過半数を有する者の意思だけで決定できることにはならない。あらかじめ不参加の意思を表示していないかぎり、決定に参加して賛否の意思、意見を述べる機会を、すべての共同相続人に与える必要がある（青竹正一・閉鎖会社紛争の新展開三八頁）。したがって本決定の考え方には賛成できない。

四　従来、株式の共同相続人による権利行使の事例で、判例・学説の関心は主として議決権と会社訴訟の提訴権に集中していたように思われる（菊地・前掲六四頁）。ところで本件で問題となったのは、会計帳簿閲覧権である。そこで商法二〇三条二項にいう権利行使者により行使すべき権利に会計帳簿等閲覧請求権のような権利が含まれるかは一考すべきであるという見解（井上・前掲一五一頁）がある。この見解によれば株式の準共有者間で利益相反の可能性が大きい会計帳簿等閲覧請求権については準共有者全員による個別の授権が権利行使者に対し少なくとも黙示になされるべき（民二五一条参照）とする。その理由として閲覧請求権については営業秘密の漏洩の危険性がその行使にともなうことをあげているが、一般的にいって、閉鎖的な株式

会社では会計帳簿から得られる会社機密の社外流失の可能性は少ないであろうし、まして本件の場合、Xによる会社機密の漏洩の危険は殆ど考えにくいように思う（名島・前掲二五七頁）。またもう一つの理由としてXがY社の株式を相続するとは限らず、「不確定な株主」に過ぎないため営業秘密に属する情報にアクセスできる基礎を欠くとする。しかしながら株式以外にめぼしいプラス財産がないようなケースは別の考慮が必要であろうとしており、本件のように他にも財産がある場合にのみあてはまる理由であり、納得できない。

また単独株主権たる会社訴権については、共同相続関係を明らかにすれば少なくとも一株以上の相続分を有するものとして準共有者のままで権利行使者の指定がなくとも権利を行使できるとする前述した見解（田中誠二・前掲書三〇五頁）を少数株主権たる帳簿閲覧権に援用しようとする見解（菊地・前掲六五頁）がある。当該提訴権がいわゆる監督是正権であって、株主各自の主体的な権利行使に期待するところが大きく、準共有者の全員参加で選んだ権利行使者による統一的な権利行使とは本来的に平仄の合わない種類の株主権として、こうした事情は、監督是正権に持株要件が付加されて少数株主権という姿に仕上げられても、本質的に変わらないとして、持分要件を充足するだけの相続分を明らかにすることによって、権利行使者の指定とは関係なく当該株主権の行使資格を主張する余地が生まれるとする。しかしながら、前述したように援用しようとする見解自体に問題がある。また援用しようとする見解においては名義書換を要求している。共有の名義書換は保存行為として共有者が一人でできると解されている（永井和之「株式の共同相続と商法二〇三条二項」金融法務事情一三〇七号八頁）。本件においては、共有の名義書換がなされているかどうか明確ではない。名義書換がなされていなければ、やはりこのように解するのは無理がある。以上、私見によれば本件ではXの権利行使は認められないと考えるが、本決定では、Xの権利行使を認めた上で、持分評価のための会計帳簿閲覧請求が商法二九三条の七の拒絶事由に該当するかどうか検討しているので、その点について次に検討することとする。

五　会社は、商法二九三条の七第一号前段により、株主の閲覧請求が、株主の権利の確保または行使に関し調査をする目的でない場合に拒否することができる。本号前段の事由に該当するものとしては、株主たる資格を離れ、これと無関係な純個人的利益のために閲覧の請求をした場合、た

とえば、会計の帳簿・書類の閲覧・謄写の結果を利用して、会社の事業予想表、投資案内表などの書表を作成し、これを一般に頒布する目的で閲覧の請求をするがごときであると説明される(和座一清・新版註釈会社法(9)二一九頁)。

本件では、自己の持株の価値を調査するために閲覧請求権がみとめられるかが問題となるが、この問題にかかわる判例はないようである(名島・前掲二五四頁)。本号前段に関しては、株主が株主たる資格において有する権利である以上、すべての権利が含まれるか否かという問題を株式買取請求権の行使のために認められるかという形で議論されており、肯定説が通説である(小橋一郎「帳簿閲覧権」株式会社法講座第四巻一四六七頁、黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商法雑誌一〇八巻四・五号四四、四五頁、高橋公忠「会計帳簿閲覧権制度」企業監査とリスク管理の法構造〔蓮井良憲・今井宏先生古稀記念〕二六〇頁)。本件は株式買取請求権の行使のための閲覧請求ではないが、原決定では閲覧請求権は共益権に基づくものであるから、専ら個人的な利益のためになされたものと判示しており、株式買取請求権の行使に関する閲覧請求権を共益権とする立場からの否定説(和座・前掲二二一頁)と同じ考えによるものであろうか。一方、本決定では「株主がその株主としての経済的利益を図ることは当然であって、その株主と会社との関係が、その経営支配や経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があるなど特別の利害事情があるときは、保有株式の評価とその帰属等が会社の利益と密接に関わる場合もあるので、そのために株主が会計帳簿等の閲覧謄写請求をすることも許されるというべきである」とする。これは何をいっているのか。ガバナンス上の変動可能性を閲覧請求の可否の判断要素としたものなのか(井上・前掲一五一頁)。あるいは基本的には否定説の立場をとりながら「特別の事情」を認めて閲覧謄写請求を許すと構成しているのか(名島・前掲二五五頁)。それともXが今後Y社の経営に関与するのか株式を処分するのかを検討する上で経営状態を把握するという閲覧請求の目的に合理性があるとしたのであろうか(福島・前掲六六頁)。本件では買取請求が前提とはなっていないにせよ、Y社が定款に株式の譲渡制限を設けていることもあり、Xが株式の処分を検討すれば買取価格の決定をめぐって同様の事態が生じる可能性も少なからず存在する。本件のようなグループ内での株式の保有状況においては、本件株式の帰属はY社の利益とも密接にかかわるものでその判断材料としてXの閲覧請求を認めることは商法二九三条の七第一号にあたらないと解する(福島・

前掲六六頁）。また自己の持株の評価を調査するためというのは、前述した純個人的利益の例に該当しないものであって、本決定の理論構成には疑問があるが、商法二九三条の七第一号前段にあたらないとした結論には賛成である。

六　閲覧謄写仮処分は、仮の地位を定める仮処分であり、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためにこれを必要とするときに発することができる（民事保全法二三条二項）。つまり会計帳簿等の閲覧謄写をさせるべき緊急の必要性があるかどうかが問題となる。本決定と一連の他の事件の結論の相違は、他の資料から遺産の範囲が把握できるか、そもそも閲覧謄写を認めるか否かにかかわらず早期の遺産分割協議が望めるかという事実認定と保全の必要性についての判断の違いによるという指摘がある（東京高決平成一三年一二月二六日の匿名コメント・金融・商事判例一一四〇号四四頁）。また他の論者は、帳簿閲覧等の仮処分の必要性をどこまで厳格に解釈するかという姿勢の相違であり、すでに一般論の段階からトーンの違いが感じられるとした上で、会社側から会計事務所への依頼で作成された株価算定書にどこまで信を置くか等、事実の認定評価にかかわる点が多く、X側の納税手続の進捗状況なども保全の必要性をめぐる各決定の結論にすくなからず影響を及ぼしているとしており（菊地・前掲六一、六二頁）、事実認定の評価も関係してくるため、保全の必要性についての論評は、控えることとする（保全の必要性については、丸地明子〔本件判批〕判例タイムズ一一二五号一四五頁）。

七　本決定は、Xが、Y社の約三〇％に相当する株式の他にP社（Y社の発行済株式総数のうちの過半数を所有）の発行済株式総数の過半数を所有するR社の社員持分（持分比率三八・四三％）についても相続しており、Y社の経営支配等に関して多大な影響を及ぼしうる立場にあり、本件株式の所有者の帰趨がY社へ与える影響の重大性等の本件の特殊性を考慮するとしており、前掲平成二年、三年の最高裁判決において認められた「特段の事情」とは異なる別の「特段の事情」を認めた事例ということができる。

藤田　祥子

［付記］脱稿後、Y社を含むPグループ六社に対する会計帳簿等閲覧謄写などを求めた訴訟の上告審判決で、七月一日、最高裁第一小法廷は、請求を棄却した原審を破棄し、審理を東京高裁に差し戻した（判例集未登載、最高裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/index.htm 最近の最高裁判決）。